

京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金取扱要領

目次

- 第1章 総則（第1条—第19条）
- 第2章 地域課題解決コミュニティ活性化事業関係（第20条—第21条）
- 第3章 商店街に関わる人材育成交流促進事業関係（第22条）
- 第4章 商店街にぎわい施設・設備整備事業関係（第23条—第25条）
- 第5章 地域消費拡大事業関係（第26条—第28条）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 商店街団体等が行う新しい商店街づくり総合支援事業に対する補助金の交付は、京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、本取扱要領の定めるところによる。

(商店街団体等の義務)

- 第2条 商店街団体等は、補助事業の実施を契機に共同事業等を積極的に展開し、組織の活性化を図るとともに、地域住民の消費生活等の発展に寄与するよう努めなければならない。
- 2 商店街団体等は、補助事業の実施に当たって、市町村と十分な連携を図り、補助事業が効果あるものとなるよう努めなければならない。
 - 3 任意団体は、法人組織化を図るよう努めなければならない。

(商店街創生センターの役割)

第3条 商店街創生センターは、京都府と連携して、補助事業が適切かつ効果的に実施されるよう、必要な支援を行うものとする。

(事業実行委員会及びまちづくり事業者の要件)

- 第4条 要綱第2条第2号ソ及びチに規定する知事が別に定める要件とは、次の各号に掲げる要件の全てを満たすことをいう。
- (1) 定款又は寄附行為に類する規約等を有すること。
 - (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - (3) 事業専用の口座を開設し、特別会計を有する等、自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。
 - (4) 団体活動の本拠としての事務所を府内に有すること。

(事前着手)

第5条 要綱第4条に規定する事前着手届は、別記第1号様式によるものとする。

(交付申請)

第6条 要綱第5条第1項に規定する申請書は、別記第2号様式によるものとする。

(契約等)

第7条 商店街団体等は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他契約をする場合及び補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、原則として、複数の専門業者から見積書及び図面等を取り寄せるなど、補助事業が適正に実施できるよう十分留意するものとする。

- 2 商店街団体等は、契約等が完了したときは、当該契約等によって生じた成果を速やかに回収し、保管するものとする。
- 3 商店街団体等が他の関連団体等の支援を受けて行う補助事業を行う場合は、当該関連団体等に対する委託は原則として認めない。

(内容の変更又は中止及び軽微な変更)

第8条 要綱第6条に規定する申請書は、別記第3号様式によるものとし、同条ただし書に規定する軽微な変更の場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 補助目的に変更をもたらすことなく、補助対象経費の大区分ごとに配分された額を変更しようとする場合であって、各配分額の20パーセント以内（要綱別表の1の項の(4)に規定する事業を行う場合においては、各配分額の10パーセント以内）の流用増減であるとき
- (2) 補助目的に変更をもたらすことなく、より効率的な補助目的達成に役立つと考えられる場合
- (3) 補助目的及び事業能率に関係がない細部の変更である場合

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第4号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び收支状況について、知事の要求があったときは、速やかに別記第5号様式による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 要綱第7条第1項に規定する実績報告書は、別記第6号様式によるものとする。

- 2 補助事業に係る委託を行った場合は、別紙委託調書を作成するとともに当該委託契約書の写し及び成果物を実績報告書に添付しなければならない。

(補助金の支払)

第 13 条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記 7 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入税額控除額の取扱い)

第 14 条 知事は、要綱第 5 条第 2 項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

- 2 要綱第 9 条第 1 項に規定する報告書は、別記第 8 号様式によるものとする。

(補助金の経理等)

第 15 条 補助事業者は、補助金に係る経理について、特別会計を設けるなど補助事業に係るものであることを明確にするものとする。

- 2 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を、他の会計に係るものと区分して整理し、事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

(財産の管理等)

第 16 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、補助事業完了後も、別記第 9 号様式により取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならぬ。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 12 条に定める実績報告書に別記第 9 号様式による取得財産管理明細表を添付しなければならぬ。

(財産の処分の制限)

第 17 条 取得財産等のうち、規則第 19 条第 2 項の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の財産とする。

- 2 補助事業者が補助事業により取得した財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年 8 月 5 日通商産業省告示第360号）に準じるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記第 10 号様式による申請書により知事の承認を得なければならない。

- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

(書類の提出部数)

第 18 条 要綱第 12 条に規定する知事に提出する書類の部数は、京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の区域に事務所の所在地を有する補助事業者にあっては 1 部とし、その他のものにあっては、正副各 1 部とする。

(その他)

第 19 条 補助金の額は、千円未満の端数については、切り捨てるものとする。

- 2 既に補助金の交付を受けた補助事業者等については、後順位等として取り扱うこともある。

第 2 章 地域課題解決コミュニティ活性化事業関係

(事業の要件)

第 20 条 要綱別表の 1 の項の (1) に規定する事業を行う場合において、補助対象とする事業は、次に掲げる事業とし、総事業費の 2 分の 1 を超える委託は原則として認めない。

- (1) 地域課題の解決に向けて取り組む事業
 - (2) デジタル化を推進するための事業
 - (3) 空き店舗等（商店街の区域内に位置し、事業の用に供されていない店舗、倉庫、空き地、空き家、事務所その他の事業活動の施設をいう。以下同じ。）を活用するための事業（ただし、営利目的の転賃借事業を除く。）
- 2 要綱別表の 1 の項の (2) に規定する事業を行う場合において、補助対象とする事業は、商店街等内において、子育て支援のための備品等を整備する事業とし、委託料は備品整備に付随する経費のみを対象とする。
- 3 要綱別表の 1 の項の (3) に規定する事業を行う場合において、補助対象とする事業は、空き店舗等を整備及び改修する事業であつて、かつ、次に掲げる事業とする。ただし、総事業費の 2 分の 1 の額を超える委託は原則として認めない。
- (1) 空き店舗等を活用するための事業（ただし、営利目的の転賃借事業を除く。）
 - (2) デジタル化を推進し、新たな事業の創出等につなげるための事業
 - (3) 起業を支援するための事業
- 4 要綱別表の 1 の項の (4) に規定する事業を行う場合において、補助対象とする事業は、国の地域商業機能複合化推進事業のうち、商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）とし、補助対象とする期間は、補助金の交付決定後から、補助金の交付決定に係る年度の 3 月 31 日までとする。

(事業成果に関する評価)

第 21 条 補助事業者は、事業実施に当たりあらかじめ事業に関する目標を設定するとともに、事業終了後に成果に関する評価を行い、第 12 条に規定する実績報告書とあわせて、別記第 11 号様式により知事に報告しなければならない。

- 2 要綱第 8 条に規定する事業の効果の報告は、別記第 12 号様式によるものとする。

第3章 商店街に関わる人材育成交流促進事業関係

(事業成果に関する評価)

第22条 補助事業者は、事業実施に当たりあらかじめ事業に関する目標を設定するとともに、事業終了後に成果に関する評価を行い、第12条に規定する実績報告書とあわせて、別記第11号様式により知事に報告しなければならない。

第4章 商店街にぎわい施設・設備整備事業関係

(事業の要件)

第23条 補助対象とする事業は、次に掲げる事業であって、商店街等の活性化に資する施設又は設備の整備を行うものとする。

- (1) 商店街等の集客・にぎわいづくりを行うための事業
- (2) 商店街等への来街者の安心・安全の確保を図るための事業

(防犯カメラの設置等)

第24条 防犯カメラは、商店街等の防犯機能を高めるために必要なものに限ることとし、その設置に当たっては別添「防犯カメラシステムの整備及び運用に関する指針」に適合するものでなければならない。

- 2 改修の対象となる施設は、耐用年数（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に準じるものとする。）のおおむね8割以上の年数が経過し、緊急に措置する必要があると認められるものであって、工事終了後原則として5年間は、当該施設の維持が見込めるものでなければならない。
- 3 要綱別表の3の項に規定する知事が別に定めるものは、個別に事前協議の上決定するものとする。

(事業成果に関する評価)

第25条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後2年間は、毎会計年度終了後30日以内に本事業に係る商店街等の活性化の効果について別記第11号様式により知事に報告しなければならない。ただし、補助金の額が100万円以下の場合はこの限りではない。

第5章 地域消費拡大事業関係

(事業の要件)

第26条 補助対象とする事業は、プレミアム商品券の発行において無償提供分を付加する事業とする。

(プレミアム商品券)

第27条 前条の「プレミアム商品券」とは、補助事業者が補助事業に参加する事業者（以下「加盟店」という。）を募って、前払い方式により発行するものであって、商店街等の名称、金額及び使用期限（発行日から6箇月以内の期間に限る。）が明示されており、かつ、使用される場所が京都府内に限定されるもので、当該商品券を購入する者に対して購入額の一定比率に相当する額の商品券の

無償提供を行うもの（金銭との交換により提供される商品券が、加盟店における物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入、借り受け又は役務の提供の対価にかかる弁済手段として使用されるものに限る。）をいう。

（補助金の計算方法）

第 28 条 補助金の額は、補助事業者が加盟店から回収した商品券に記載された金額の合計額から当該商品券の販売総額を差し引いた額の 3 分の 1 の額以内とし、千円未満の端数については切り捨てるものとする。ただし、回収された商品券に記載された金額の合計額が当該商品券の販売総額に満たない場合は、補助対象としない。

附 則

この要領は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年度分の補助金から適用する。

(別添)

防犯カメラシステムの整備及び運用に関する指針

第1 趣 旨

京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金の補助対象事業である防犯カメラシステムの整備及び運用については、京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱及び同取扱要領に定めるほか、この指針の定めるところによる。

第2 義 務

補助事業者は、この指針を遵守するとともに、個人情報の保護に配慮し、その適切な管理のため必要な措置を講じるものとする。

第3 定 義

「防犯カメラシステム」とは、防犯カメラ、通信機器、画像表示装置、録画機器及び出力関連機器で構成運用されるシステム全体のことをいう。

第4 目 的

補助事業者が防犯カメラシステムを整備するに当たっては、消費者が安心かつ安全に買い物ができる商業空間の創出を目的とするものとする。

第5 運用方法

- 1 防犯カメラの設置個所については、歩行者が容易に認識できるよう表示するものとする。
- 2 防犯カメラにより撮影された映像（以下「映像」という。）は、当該防犯カメラにより撮影された者（以下「被撮影者」という。）又は警察等捜査機関からの要請による場合を除き、原則開示しないこととする。
- 3 映像は、改ざん又は修正を行わず厳重に保管し、保管期間の終了後は完全に消去することとする。
- 4 防犯カメラシステムの運用を補助事業者以外の者に委託しようとするときは、この指針を遵守し、個人情報の保護のために必要な措置を講じるものとする。
- 5 映像を閲覧した者は、被撮影者又は警察等捜査機関からの要請による場合を除き、映像から知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 6 補助事業者は、管理責任者を選出するとともに、防犯カメラシステムの適切な運用に努めるものとする。